

B № 0000000

加盟店コード記入欄

見本

地域券

¥1,000

有効期間：平成27年7月1日～平成27年12月28日

宮崎市プレミアム商品券実行委員会

※加盟店のうち大型店等では使用できません

A № 0000000

加盟店コード記入欄

見本

共通券

¥1,000

有効期間：平成27年7月1日～平成27年12月28日

宮崎市プレミアム商品券実行委員会

※全ての加盟店で使用できます

注意事項

共通券・地域券の区別については店頭のパスター、ステッカー等をご参照ください。

以下の店舗は共通券のみ使用できます。

- ① 売り場面積が1,000㎡を超過店舗
- ② 売り場面積が1,000㎡を超過店舗を市内に1つでも持つ同系列店舗
- ③ 宮崎県外に本社・本店機能がある店舗
- ④ 売り場面積が1,000㎡を超過大型店内の店舗

共通券・地域券の両方を使用できる店舗は、全ての加盟店から①～④を除いたものとします。

加盟店名

※この商品券は、登録された加盟店でのみ使用できます。

※本券は現金とお引き換えいたしません。

※本件の売買は禁止します。

※本券の使用において、釣銭は支払われません。

※本券の盗難、紛失、または滅失等に対しては、発行者はその責を負いません。

次に掲げる場合は、商品券の使用対象外といたします。

- ① 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- ② 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い。
- ③ 商品券、ガソリン券、ビール券、清酒券、図書券、切手、印紙、県外等広く流通するプリペイドカードなどの換金性の高いもの。
- ④ 株式・先物・宝くじなどの金融商品。
- ⑤ 通信販売による支払い。
- ⑥ パチンコ等遊興娯楽費の支払い。
- ⑦ 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の支払い。
- ⑧ 国や地方公共団体への支払い及び公共料金などの支払い。
- ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るものに関わる支払い。
- ⑩ たばこの購入に対する支払い。
- ⑪ その他、実行委員会が指定するもの。